



## 解説



危険ドラッグは、覚醒（せい）剤や麻薬などと似たような作用をもたらす、とても怖い薬物なんだよ。

でも、持っているだけなら罰せられないんだろ？



健康被害が認められているものは、医薬品医療機器等法（注）で **指定薬物** になっているんだ。

**持っているだけでも罪になるんだよ！**

注：医薬品医療機器等法

平成26年11月25日施行の「薬事法等の一部を改正する法律」により、「薬事法」の名称は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）に改められています。